

北上市 不妊治療費助成事業 のお知らせ

北上市では、不妊治療を受けたご夫婦の経済的負担を軽減するため、その治療費の一部を助成します。

※高額療養費制度や付加給付制度で返還された金額は補助の対象となりません。

申請前に加入している保険組合へご確認ください。

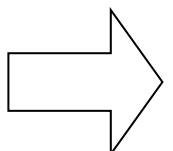
一般不妊治療										
助成対象	保険適用にかかわらず、不妊治療の目的で実施した検査・治療費									
対象者	①夫婦（事実婚を含む） ②北上市に住所を有する人									
助成期間 助成限度額	年度に関わらず検査・治療を開始した日の属する月から連続する12か月の期間（助成期間）につき、自己負担額に対して、夫婦1組あたり10万円を限度に助成 ※当該医療費に対する高額療養費等の給付を除いた自己負担額が助成の対象となります。									
対象治療等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夫</th> <th>妻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査</td> <td>精液検査、内分泌検査、画像検査等</td> <td>超音波検査、内分泌検査、卵管疎通性検査、子宮鏡検査、フーナーテスト等</td> </tr> <tr> <td>治療</td> <td colspan="2">タイミング法、薬物療法、人工授精等</td> </tr> </tbody> </table>		夫	妻	検査	精液検査、内分泌検査、画像検査等	超音波検査、内分泌検査、卵管疎通性検査、子宮鏡検査、フーナーテスト等	治療	タイミング法、薬物療法、人工授精等	
		夫	妻							
	検査	精液検査、内分泌検査、画像検査等	超音波検査、内分泌検査、卵管疎通性検査、子宮鏡検査、フーナーテスト等							
治療	タイミング法、薬物療法、人工授精等									
申請期間	助成期間が終了する月から5か月末日まで									
申請必要書類	①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書 ②一般不妊治療医療機関受診等証明書 ③医療機関等が発行した検査・治療にかかる領収書・明細書 ④夫婦関係にあることを確認できる以下の書類 ※ただし婚姻関係にあり、夫婦が同一の住所である場合は必要ありません。 ア 夫婦の住所が異なる場合：戸籍全部事項証明書 イ 事実婚の場合：両人の戸籍全部事項証明書、事実婚関係に関する申立書 ⑤当該医療費に対する高額療養費等の給付の決定通知書または限度額認定証									

【問い合わせ先】

北上市こども家庭センター
親子保健係
☎0197-72-8297（直通）



特定不妊治療については裏面へ



特定不妊治療	
助成対象	各都道府県等が指定した医療機関で実施された特定不妊治療
対象者	①夫婦（事実婚を含む） ②北上市に住所を有する人 ③治療開始日の妻の年齢が43歳未満
助成 限度額・ 回数	【助成限度額】 1回10万円（先進医療を含む特定不妊治療費の自己負担額を助成） 男性不妊治療を合わせて行った場合：10万円を限度額として追加助成 ※当該医療費に対する高額療養費等の給付を除いた自己負担額が助成の対象となります。
	【助成回数】 初めての治療開始時点の女性の年齢 40歳未満…1子につき保険適用分6回まで 40歳以上43歳未満…1子につき保険適用分3回まで
対象治療等	体外受精、顕微授精等の特定不妊治療
申請期間	治療終了日の翌日から5か月末日
申請必要書類	①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書 ②特定不妊治療医療機関受診等証明書 ③指定医療機関が発行した特定不妊治療にかかる領収書・明細書 ④夫婦関係にあることを確認できる以下の書類※ただし婚姻関係にあり、夫婦が同一の住所である場合は必要ありません。 ア 夫婦の住所が異なる場合：戸籍全部事項証明書 イ 事実婚の場合：両人の戸籍全部事項証明書、事実婚関係に関する申立書 ⑤当該医療費に対する高額療養費等の給付の決定通知書または限度額認定証

【問い合わせ先】
北上市こども家庭センター
親子保健係
☎0197-72-8297（直通）



R6年4月～